

(ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項)

○無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(航空機地球局等の無線設備)</p> <p>第四十五条の二十 (略)</p> <p>第四十五条の二十一 一四㊦を超え一四・五㊦以下の周波数の電波を使用する航空機地球局の無線設備及び当該航空機地球局と通信を行う航空地球局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 航空機地球局の送信装置の条件</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 変調方式は、<u>デジタル変調方式であること。</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(航空機地球局等の無線設備)</p> <p>第四十五条の二十 (略)</p> <p>第四十五条の二十一 一四㊦を超え一四・五㊦以下の周波数の電波を使用する航空機地球局の無線設備及び当該航空機地球局と通信を行う航空地球局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 航空機地球局の送信装置の条件</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 変調方式は、<u>位相変調であり、エネルギー拡散方式(スペクトル拡散方式を含む。)</u>により送信するものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>